

山陽小野田市サポート寄附（ふるさと納税）

返礼品の参加事業者を募集しています！

随時

「ふるさと山陽小野田応援事業」参加事業者募集要項

市の最南端にそびえる奇岩

本山岬公園 くぐり岩



多くの魅力ある商品をお待ちしています！

ユニークな商品也大歓迎です



令和6年(2024年)4月1日

山陽小野田市協創部シティセールス課

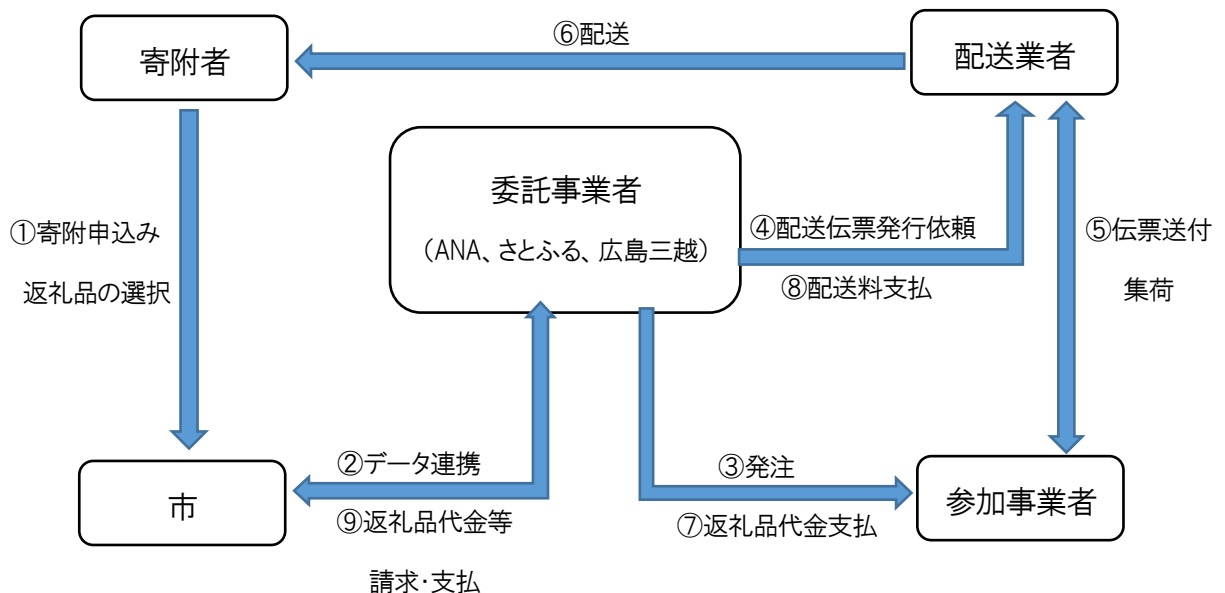
山陽小野田市ふるさと山陽小野田応援事業では、地元特産品等の販路拡大及び市内産業の活性化を目的に、寄附者へのお礼として、地元特産品等(返礼品)を贈呈しています。

参加事業者及び返礼品については、随時募集していますので、多くの魅力ある商品の提供をお待ちしています。ぜひ御応募ください。

1 事業開始までのスケジュール (予定)

応募月～翌月中旬	参加事業者、返礼品の審査
応募月の翌月下旬	決定通知書送付、ポータルサイト掲載手続き
応募月の翌々月初旬	ふるさと山陽小野田応援事業開始

2 事業の流れ



※委託事業者＝市がサポート寄附(ふるさと納税)に関する業務を委託した事業者

※①寄附金額は、返礼品の価格、送料に応じて市が決定します。

※⑦返礼品代金(商品代のほか消費税、梱包等に係る経費を含みます)を、「ANA」「さとふる」は月末締め翌月末日に、「広島三越」は10日締めの翌月10日に支払います。

3 参加事業者の要件

【事業者として満たすべき要件】

次の全ての要件に該当すること。

- (1) 事業者の市税に滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

【返礼品が満たすべき要件】

次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 市内において生産されたものであること。
- (2) 市内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 流通構造上、混在することが避けられない場合に限り、市内において生産されたものと近隣の他市町において生産されたものの混在したものであること。
- (5) 広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から独自の特産品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する特産品等と当該特産品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該特産品等が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること。
- (8) 市が近隣の他の市町と共同でこれらの市町において前各号のいずれかに該当するものを共通の特産品等とするものであること。
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する特産品等を提供することができなくなった場合において、当該特産品等を代替するものとして提供するものであること。

4 発送

返礼品は、相応しい包装、破損等に対応する梱包を行い、委託事業者と発送時期を調整のうえ、遅延なく速やかに発送してください。

また、返礼品の発送は、原則、委託事業者提携の配送業者を利用することとします。なお、送料は、委託事業者が配送業者に支払うため負担する必要はありません。

委託事業者提携の配送業者を利用しない場合は、返礼品の送付時に送料を委託事業者に代わり支払う必要があります。ただし、返礼品の代金に送料を加えた額を参加事業者を支払う

ため、実質的には、送料の負担はありません。

5 参加事業者のメリット

(1) 企業名や商品名等を市がPRします。

市ホームページ、フェイスブック等を通して、企業名、商品名等のPRができます。本事業はふるさと納税ポータルサイトの最大手である「ふるさとチョイス」や「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「さとふる」、「ANA のふるさと納税」、「三越伊勢丹ふるさと納税」に参加しており、全国的なPRを行うことができます。

(2) 自社商品の販売促進・PRが可能です。

返礼品発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRを行うことができます。

※参加事業者によるパンフレット送付は、返礼品発送時の同封に限ります。

6 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出先に御連絡ください。

(1) 参加事業者を辞退するとき。(届出先:シティセールス課及び委託事業者)

※シティセールス課へ「山陽小野田市ふるさと山陽小野田応援事業参加辞退届出書」(様式5号)を提出してください。

(2) 返礼品の発送に遅延が生じたとき。(届出先:委託事業者)

(3) 返礼品が製造中止、販売中止又は変更になったとき。

(届出先:シティセールス課及び委託事業者)

※シティセールス課へ「山陽小野田市ふるさと山陽小野田応援事業内容変更申請書」(様式3号)に変更内容を記入して提出してください。

(4) 返礼品の品質又は発送過程等において事故等の問題が生じたとき。(届出先:委託事業者)

(5) 返礼品の産地、製造者等の表示ラベルの内容に問題が生じたとき。(届出先:委託事業者)

7 参加事業者承認の取消

次のいずれかに該当するときは、参加事業者の承認を取り消します。

(1) 申し込み内容に虚偽があったとき。

(2) その他市に損害を及ぼす行為があったとき。

8 注意事項

(1) 再委託等の禁止

参加事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、返礼品の発送に係る事務の配送業者及び梱包業者への委託は除きます。また、参加事業者は、この事業の実施に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。

(2) 個人情報の取扱い

参加事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報を返礼品の発送以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。また、これは参加事業者でなくなった後においても同様とします。

(3) 寄附者への対応

参加事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めてください。品質等の保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

9 応募方法・応募先

「山陽小野田市ふるさと山陽小野田応援事業参加申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、資料を添付の上、シティセールス課へ提出してください。

ポータルサイトへの掲載について

本事業では、ポータルサイトからの寄附申込みが大半を占めています。ポータルサイトから寄附される方は、掲載された写真や説明文で返礼品を選ばれていますので、魅力的な写真の提供をお願いします。また、写真を複数枚掲載することや、詳細な説明文を掲載することもできますので、委託事業者に御相談ください。

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市 協創部シティセールス課
電話:0836-82-1241 FAX:0836-83-2604
E-mail:citysales@city.sanyo-onoda.lg.jp